

記入例

様式第1号（第5条関係）

（表面）

成年後見制度利用支援事業（審判請求費用）助成金支給申請書

（宛先）射水市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。

		申請日	令和●年●月●日		
申請者	氏名	射水 太郎		連絡先	090（XXXX）XXXX
	住所	〒939-XXXX 射水市●●XX-XX			
	被後見人等との関係	☐ 本人 ☒ 申立人（親族：続柄 子） ☐ その他（ ☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 後見監督人 ☐ 保佐監督人 ☐ 補助監督人			
被後見人等	氏名	射水 花子	生年月日	●●年●月●日	
	住所	〒934-XXXX 射水市●●XX-XX 住所が同じ場合は「同上」でも可。			
申請理由		例：収入が少なく、費用を負担することが困難であるため			
助成申請額	申立用収入印紙代		800 円		申請額（合計） 13,950 円
	登記用収入印紙代		2,600 円		
	家庭裁判所提出用郵便切手代		3,000 円		
	診断書作成料		5,000 円		
	戸籍等取得に係る手数料		2,000 円		
	鑑定費用		0 円		
	親族の意見書作成に係る郵便切手代		550 円		
	その他（ ）		0 円		
助成金の振込先	金融機関	●●銀行	支店	●●支店	
	預金種目	普通・当座	口座番号	1 申請者名義の口座を ご記入ください。	
	フリガナ 口座名義	イミズ タロウ 射水 太郎			

以下について該当する場合、☒を記入。

（資産に関する申告）

- ☒ 被後見人等が属する世帯全員及び申立人が属する世帯全員は、株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有していません。

（後見人等に関する申告）

- ☒ 審判請求により選任された後見人等は、民法第725条に規定する親族ではありません。

（その他助成制度の利用に関する申告）

- ☒ 本市以外の自治体又は団体等が実施する審判請求費用に係る助成金を受給しません。

（同意欄）私は、以下のことについて同意します。

- ☒ 射水市が保有する情報資産のうち、この申請の審査に関して必要なものについて、調査、照会、閲覧等の方法により確認すること。
☒ 審査及び支援に必要な範囲において個人情報に関係機関と共有すること。

令和●年●月●日

氏名 射水 太郎

※本人が手書きしない場合は、記名押印

記入例

様式第1号（第5条関係）

（裏面）

以下について、該当する項目に☑を記入し、添付書類をご確認ください。
申立人とは、被後見人等に係る後見開始等の審判請求の申立を行った者としてします。

1. 申立人の世帯の状況について

申立人について	→ 「3. 添付書類一覧」の該当項目
☐ 被後見人等本人 【被後見人等の世帯状況について】	
☐ 単身世帯	①
☐ 同一世帯員がいる	①・②
☐ 被後見人等と同居している世帯員	①・②
☒ 被後見人と別居している親族 【被後見人等の世帯状況について】	
☐ 単身世帯	①・③
☒ 同一世帯員がいる	①・②・③

申立人と被後見人等の世帯の状況について、該当するものに☑を記入し、必要な添付書類をご確認ください。

2. 申立人及び被後見人等、その同一世帯員の収入について

受給しているもの	→ 添付書類について
☐ 障害年金	「1. 申立人の世帯の状況について」の 該当項目の添付書類 + ④
☒ 遺族年金	
☐ 特別児童扶養手当	
☐ その他（ ）	
☐ 上記の収入はありません	「1. 申立人の世帯の状況について」の 該当項目の添付書類のみ

3. 添付書類一覧

① 申請時に 必ず提出いただく書類	☒ 後見人等の決定を受けたことが分かる書類 （確定証明書・登記事項証明書等） ☒ 後見開始等審判の申立書の写し ☒ 後見開始等の審判書謄本の写し ☒ 申立てに要する費用が分かる書類 ☒ 被後見人等の収支状況及び資産状況が分かる書類 （申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録及び収支予定表等）
② 被後見人等と同一世帯 の方がいる場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☒ 世帯全員が記載された住民票 ☒ 世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの
③ 申立人が被後見人等と 別居である場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 申立人とその同一世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☒ 世帯全員が記載された住民票 ☒ 申立人とその同一世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの
④ 該当する収入が ある場合に 提出いただく書類	☒ 該当する収入について、受給額がわかる書類 （給付決定通知書・入金記録のある預金通帳など）

その他、確認を要する事項について書類の提出を求めることがあります。